

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
障害福祉サービス

# 利 用 契 約 書

(指定生活介護事業所 苅田学園)

# 「指定生活介護事業所苅田学園」利用契約書

## 【目 的】

### 第1条(目的)

本契約は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

## 【期 間】

### 第2条(期間)

本契約の契約期間は、障がい福祉サービス受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者と事業者双方から申し出がない場合は、そのまま自動更新とします。

## 【個別支援計画】

### 第3条(個別支援計画)

事業者においては、利用者の状況等ならびに課題と意向を常に把握するとともに目標を設定し、利用者への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。

この個別支援計画については、事業者が利用者にその内容を説明し、文書による同意を得たうえで作成するもので、その写しを利用者に交付いたします。

なお、利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

## 【サービス内容】

### 第4条(サービス内容)

事業者は、前条に定める個別支援計画及び別紙「サービス利用説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- ① 心身の状況に応じた適切な支援
- ② 食事の提供
- ③ 健康管理
- ④ 相談及び援助

## **[利用料]**

### **第5条(利用料)**

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を事業者に支払います。ただし、サービス利用料金のうち介護給付費等から支給される部分については、原則として、事業者が市町村から代理して受領しますので、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、当月分を翌月15日までに支払います。

## **[事業者の基本的義務]**

### **第6条(事業者の基本的義務)**

- 1 (自立等の支援)事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービス提供と利用状況の把握を適切に行います。
- 2 (利用者の意思等の尊重)事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、障害福祉サービスを提供します。

## **[事業者の具体的義務]**

### **第7条(事業者の具体的義務)**

- 1 (安全配慮義務等)事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するとともに、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な措置を講じます。
- 2 (説明義務)事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 (秘密保持等)事業者及び従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じます。
- 4 (身体拘束の禁止)事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 (苦情対応)事業者は、第16条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町村等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。
- 6 (記録整備保存義務)事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供完了日から5年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間内(9時～17時)に自分の記録を見ることができ、実費を負担してコピーすることもできます。

## **[事故と損害賠償]**

### **第8条(事故と損害賠償)**

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 当施設において、事業者の故意・過失によりご契約者に損害が生じたと立証された場合には、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。  
但し、その損害の発生についてご契約者にも故意または過失が認められる場合には、損害賠償額が減じられる場合があります。

## **[契約の終了事由]**

### **第9条(契約の終了事由)**

本契約は、以下の各号に基づく事実が生じた場合に終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 第10条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

## **[利用者からの中途解約等]**

### **第10条(利用者からの中途解約等)**

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者が、第1項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

## **[利用者からの契約解除]**

### **第11条(利用者からの契約解除)**

利用者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくは従業者が第7条1項から4項に定める義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

## 【事業者からの契約解除】

### 第12条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが、3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- ② 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ④ 利用者が連続して3ヵ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヵ月を超えて入院した場合

## 【利用者の欠席等にかかる取り扱い】

### 第13条(利用者の欠席等に係る取り扱い)

通所による利用者が、事前の申出等により障害福祉サービスの利用を行わなかった場合には、訪問による相談・支援等を行います。

なお、相談・支援が行われた場合には、重要事項説明書に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

## 【サービス利用のキャンセル】

### 第14条(サービス利用のキャンセル)

サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費の食材料費相当額を事業者に支払うものとします。

## 【苦情解決】

### 第15条(苦情解決)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

## 〔身元引受人〕

### 第16条(身元引受人)

身元引受人は次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力します。
- ② 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めます
- ③ 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他に必要な処理を行います。

2. 身元引受人は、心身等の事情によりやむを得ずその地位の継続が困難である場合は、これを直ちに事業者へ告げ、事業者の承認する者を新たに身元引受人にする事により、その地位を辞する事が出来ます。

## 〔代理人〕

### 第17条(代理人)

利用者は、弁護士その他事業者が承認する代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることが出来ます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

## 〔連帯保証人〕

### 第18条(連帯保証人)

事業者は、利用者に対して連帯保証人を定める事を請求出来ます。但し、連帯保証人を定める事が出来ないやむを得ない理由があつて、事業者がそれを認める場合には、この限りではありません。

2 連帯保証人を定めるにあたっては、未成年でない者を定める事とします。

3 本契約に基づく利用者の事業者に対する責務について、事業所が必要ありと認め要請した時は、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

4 連帯保証人は、利用者が事業者に対して別紙重要事項説明書に記載した利用料金、損害賠償、残置物の処分に要する費用の支払いについて、利用者と連帯して保証するものとします。

5 前項の連帯保証責務により連帯保証人が負う保証責務の限度額金30万円とします。

6 事業者が利用料金の支払いを3ヵ月分以上滞納した場合は、事業者は連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

7 連帯保証人は、資力を失う、心身等の事情によりその地位の継続が困難となった場合は、これを直ちに事業者へ告げ、事業者が承認する者を新たに連帯保証人とする事により、その地位を辞する事が出来ます。

## [合意管轄]

### 第19条(合意管轄)

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時は、福岡地方裁判所行橋支部を管轄裁判所とする事に合意します。

## [協議事項]

### 第20(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契 約 日    令和    年    月    日

利用開始日    令和    年    月    日

利用者

住所

氏名

印

身元引受人又は代理人(本人と共に契約内容を確認した親族)又は利用者の成年  
後見人等

住所

氏名

印(続柄      )

連帯保証人

住所

氏名

印(続柄      )

( 極度額 30 万円 )

事業者

福岡県京都郡苅田町大字稲光1248-1

社会福祉法人    光 和 苑

障害者支援施設    苅田学園(生活介護)

施 設 長      有 吉 剛 史      印

